

## 意見案第 5 号

### 2018 年度北海道最低賃金改正と中小企業に対する支援の充実を求める意見書

(原案可決)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017 年の実質賃金も 0.2%減となっています。特に、年収 200 万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 43 万人と、給与所得者の 26%に達しています。また、道内の非正規労働者 86 万人(雇用労働者の 39.4%)の内、35 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

また、近年の労働市場において経験豊富な労働者の賃金が新規労働者の賃金に比較し低い賃金に抑えられている実態があり改善が必要です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 4 年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 30 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」「2020 年までに全国平均 1,000 円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

平成 30 年 6 月 25 日

北海道恵庭市議会

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長 宛各通

## 意見案第 6 号

教職員の長時間労働解消、「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

(原案可決)

義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、中教審の働き方改革特別部会の緊急提言を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求と、教職員定数改善として、2018～26 年度までの 9 年間の教職員定数改善（総数 22,755 人）の考え方を公表し、2018 年度概算要求で 3,413 人増の要求を行いました。しかし、9 年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数 1,210 人、2017 年 3 月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数 385 人、計 1,595 人の定数増にとどまりました。そのうち、小学校 3～6 年の授業増への対応として要求した 2,200 人についても 1,000 人にとどまりました。これは、自然減を上回り増員となっているものの、2017 年度予算で盛り込まれた基礎定数改善は見送られ、加配定数のみによるものとなっています。財務省・財政審も、2017 年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善には慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選、削減等をあげ、各自治体の自助努力で働き方改革をすすめるべきだとの態度をとっています。

しかし、連合総研の報告によると、教職員の 7～8 割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン 80 時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数改善による「第 8 次教職員定数改善計画」の策定や、子どもたちへのよりきめ細やかな教育のため、「30 人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化する必要があります。

OECD の発表によると、2014 年度日本の GDP 比に占める教育機関への公的支出の割合は 3.2%と、平均 4.4%を大きく下回り、比較可能な加盟 34 カ国中、再び最下位となっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省が発表した 2016 年の「国民生活基礎調査」では、18 歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親世帯は 50.8%と、前回調査から若干改善しているものの、依然として 7 人に 1 人の子ども、半数超の家庭が未だに貧困状態にあることが明らかになっています。さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改定、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、など、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

## 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に還元されるよう要請します。
2. 「35人以下学級」の早期実現とともに将来的には「30人以下学級」にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消のため、教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、教育予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年6月25日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域創生担当） 宛各通

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

(原案可決)

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(JIS)として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年6月25日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
国土交通大臣 宛各通

## 意見案第8号

### 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

(原案可決)

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかなです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
2. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることから、その点を考慮すること。
4. 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年6月25日

北海道恵庭市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 宛各通